

大阪市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
西淀川区第391号線	西淀川区姫島1丁目298番の4地から 同区同 298番の4地まで	告示の日
西淀川区第435号線	西淀川区姫島1丁目298番の4地から 同区同 298番の4地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）